

掛川市告示第11号

掛川市地域活動支援センター事業実施要綱（平成18年掛川市告示第119号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月11日

掛川市長 松井三郎

第3条中「第28条第1項の共同生活介護又は同条第2項」を「第28条第2項」に改める。

第4条中「特定非営利活動法人ひつじの会」を「社会福祉法人ひつじ」に改める。

様式第1号中 「障害程度区分の認定」を「障害支援区分の認定」に改める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。